

工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例（案）の概要について

1 条例制定の趣旨

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りながら、適正に行われるようするため、一定規模以上の工場が設置するべき緑地（※1）及び環境施設（※2）の面積の割合（準則）を定めています。

平成24年4月からは国が定める基準に代えて、地域の実情に沿って市町村独自の基準を適用できる地域準則条例の制定が可能となっています。

本市においても、市内の産業振興を目的とし、国の基準に代わって本市独自の緑地面積率等に関する準則を定める条例を制定するものです。

2 条例制定の背景

（1）工場立地法の概要

一定規模以上の工場（特定工場）は敷地内に基準以上の緑地と環境施設を整備する必要があります。

●対象となる工場（特定工場）（市内15件 令和7年12月1日現在）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）

規模：敷地面積9,000m²以上又は建築面積3,000m²以上

●規制の内容

- ・緑地面積率（※3）及び環境施設面積率（※4）は以下のとおり定められています。既存工場（※5）については、緩和措置があります。

区分 区域	市内全域
緑 地	20%以上
環境施設	25%以上
重複緑地（※6）	25%まで緑地面積に算入可

●緑化率の緩和

昭和49年の法施行時には、公害問題が深刻であったため、全国一律の基準が定められました。その後、企業が環境への社会的責任を重視する風潮が広まり、環境へ配慮した取り組みがされ、さらには技術革新により環境負荷を減らした設備の開発も進んでいます。

工場立地法は、公害防止技術の進歩や、老朽化工場の建て替えの支障となっているといった社会情勢の変化や、地方分権の流れの中で段階的に法改正がなされてきました。平成24年4月の改正法施行により権限が市に移譲され、条例を定めることで、国の定める一定の範囲で緑化率等を緩和することが可能となりました。

(2) 条例制定の目的

本市の土地利用状況をみると、工場が撤退した跡地に住宅が建てられる等、工業用地から住宅用地への土地利用転換が進んでいます。工業用地の減少により、製造業者の事業拡大・進出需要に応えられる工業用地の確保が課題となっています。

また、工場立地法の対象となる特定工場では、法定の緑地面積率の基準によって新たな設備投資が困難であり、最終的には工場の市外移転など市内の経済や雇用への影響が懸念されます。

こうしたことから、緑地面積率等の基準を緩和する条例を制定することで、既存敷地の有効活用を促進するとともに、新たな設備投資の促進や操業環境の向上が図られ、市外への企業流出の抑制につながることが期待できます。

3 工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例（案）の内容

緩和対象区域は、準工業地域（※7）、工業地域（※8）・工業専用地域（※9）に限定します。

緩和率は、「川口市緑のまちづくり推進条例」（※10）（平成12年制定）において、商業地域または近隣商業地域以外の地域では、緑化基準面積を敷地面積の10%に相当する面積としていることから、国が定める範囲の最大限の緩和（5%）は行わず、工業地域・工業専用地域は、工場の利便を増進させる区域であることから10%に緩和し、準工業地域は、工場の利便を増進させる区域であるものの人家や店舗も混在することから、15%の緩和とします。

【工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例（案）の緩和率】

区域 区分	準工業地域	工業地域、工業専用地域
緑地	15%以上	10%以上
環境施設	20%以上	15%以上

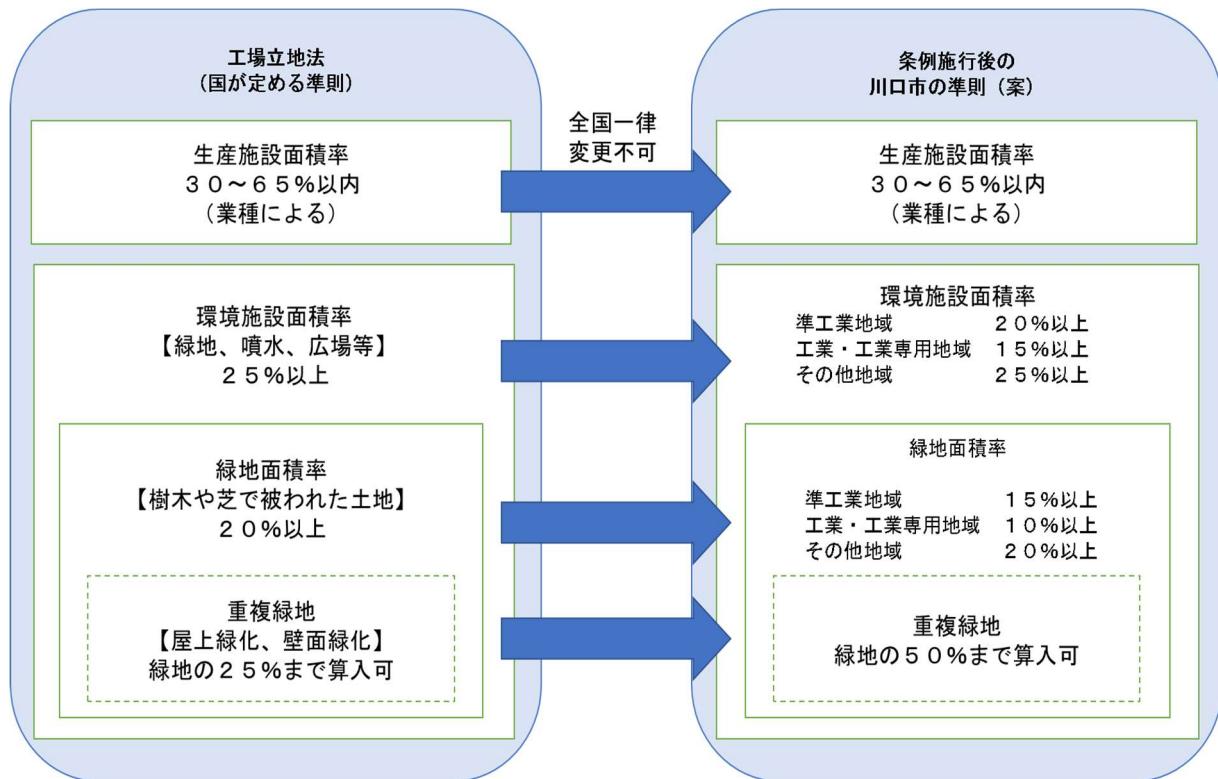
※重複緑地はすべての区域において、50%まで緑地面積に算入可とする。

【国の定める緩和率の範囲】

区域 区分	第1種区域 (住居地域、 商業地域)	第2種区域 (準工業地 域)	第3種区域 (工業地域、 工業専用地 域)	第4種区域 (上記以外の 区域)
緑地	20%超～ 30%以下	10%以上～ 25%以下	5%以上～ 20%未満	5%以上～ 25%以下
環境施設	25%超～ 35%以下	15%以上～ 30%以下	10%以上～ 25%未満	10%以上～ 30%以下
重複緑地	50%まで緑地面積に算入可			

※国の定める緑地率の範囲では、工業地域、工業専用地域は5%まで、準工業地域は10%まで緩和することが可能。

【イメージ図】



4 他の自治体の状況

経済産業省が公表している「工場立地法 規制の運用状況調査 結果（2022年度・2023年度）」では、準則を定める条例を制定している市町村は、全国で543市町村（31%）であり、埼玉県内では、10市町村（16%）が条例を制定し、緑地面積率等の緩和をしています。

5 今後のスケジュール

令和8年

1月9日～2月9日 パブリック・コメントの実施

3月 パブリック・コメントの結果公表（予定）

6月 市議会へ提案（予定）

7月1日 施行（予定）

6 用語の定義

1	緑地	樹木が生育する区画された土地等（例：樹木、芝、屋上緑化等）
2	環境施設	緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（例：緑地、噴水、屋内外運動施設、広場等）
3	緑地面積率	敷地面積に対する緑地の面積の割合
4	環境施設面積率	敷地面積に対する環境施設の面積の割合
5	既存工場	工場立地法施行日（昭和49年6月28日）にすでに設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場
6	重複緑地	生産施設等と重複する緑地（例：屋上緑地、壁面緑地、駐車場緑地等）
7	準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
8	工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
9	工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域
10	川口市緑のまちづくり 推進条例	500m ² 以上、3,000m ² 未満の面積の敷地に建築物の建築等を行う場合は一定面積以上の緑地を設けることとし、商業地域又は近隣商業地域は、緑化基準面積を敷地面積の5%に相当する面積、上記以外の地域は、敷地面積の10%に相当する面積と定めている